

有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第4回） 議事録

日 時：平成29年12月8日（金） 13：00～16：00

場 所：全国都市会館 第一会議室

午後1時00分 開会

○事務局（三菱総合研究所）

それでは、定刻となりましたので始めたいと思います。只今より「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第4回検討会）」を開催いたします。本日は年末のお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、お手元の配布資料のご確認をお願いいたします。前回同様、ペーパーレス化の推進ということで、メインテーブルにはタブレットの端末を配布しております。デスクトップにフォルダーがございまして、そちらの中に資料が格納されておりますので、議事次第に記載されております資料につきまして、ご確認をいただければと思います。なお、タブレット端末に不具合等がございましたら、会議の途中でも結構でございますので、事務局までお知らせをいただければと思います。

次に、本日の委員のご出席状況でございますけれども、全ての委員に本日はご出席をいただいております。また、事務局でございますが、環境省の成田課長、それから相澤室長でございます、少し到着がおくれておるというところで、おくれてご参加されるということでご連絡を頂戴しております。議題のほうは先に進められればと思っております。

それでは、議事のほうに進みたいと思います。報道機関の皆様、カメラ撮りがございましたら、ここまでとしていただければと思います。

それからマイクの使用方法についてのご説明を簡単にさせていただきます。お手元の機材でございますが、一番手前にある大きいボタンを押していただくと、マイクのところに赤いランプが点灯しまして、マイクが使用可能という状態になります。発言が終わられましたら、もう一度ボタンを押していただきまして、赤ランプが消灯するのを確認していただければと思います。ご協力をお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、寺園座長にお願いしたいと思います。寺園座長、よろしくをお願いいたします。

○寺園座長

ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。本日は大きく3つの議事がありますが、まず議事の1番目「本検討会における追加検討事項について」、資料1に基づき、事務局よりご説明をお願いいたします。

○廃棄物規制課 課長補佐（上野補佐）

それでは事務局、環境省廃棄物規制課、上野のほうから資料1についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

本検討会は前回、3回までに内容をご検討いただきまして、中間とりまとめをさせていただいたところでございますが、今回、更に追加の検討事項を資料1にまとめさせていただきましたので、ご検討いただき、報告書のとりまとめ、あるいはガイドラインの作成に向けて、御意見等を反映していきたいということです。

それでは資料1、パワーポイントを1枚めくっていただきます。1ページです。こちらは前回までの検討会の検討方針と同じものです。有害使用済機器の範囲について、追加の検討事項があることから、おさらいになりますが、有害使用済機器の指定の方針は、まず既存のリサイクル制度の対象品目、いわゆる家電4品目、それから小型家電28品目を対象として指定することとしています。

次に、その他、現場での該非判断を実効性のあるものとするため、リサイクル法の対象品目、と差異の判断が容易でないものに限って、それ以外の機器、いわゆる一般的に言われる業務用機器、これについても対象として指定することとしています。

それから今回指定しない機器についても、法の施行状況を踏まえて必要な措置を検討して、対象機器を追加する等、機動的に対応することとしています。

それから特に、給湯器、配電盤、UPSについては、現地調査で多く確認されており、また、資源物としての取引量が多く、火災の原因となる可能性、あるいは鉛等の有害物質含有の可能性があることから、更なる実態把握の上で、今後、機器の指定上、特に考慮すべきであるとしています。

2ページ目をめくっていただきまして、追加事項の1つ目は、有害使用済機器の、今回の規制の新設に当たって、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」、いわゆる3・19通知、この考え方に変更はあるかということが検討事項として残っておりました。

この考え方については、有害使用済機器、これは「廃棄物を除く」というふうに定義さ

れておりますので、まず対象物が廃棄物かどうかということを判断していかなければいけないということになっており、3・19通知は、その廃棄物該当性の判断の目安であるので、有害使用済機器の規制の創設に伴って趣旨が変更される訳ではない、という考え方になっています。

廃棄物じゃないと判断された機器について、有害使用済機器が、「使用を終了し」と規定されており、基本的にはリユース、再使用のものは有害使用済機器には当たらない。

「使用を終了し」という文言ですが、これは、本来その機器がどういう用途で使われるかという用途が終了されていると解釈されるので、再使用、リユースされるものについては、まだ使用は終わっていないという判断になり、有害使用済機器には当たらないという整理をしています。

一方、2つ目のポツですが、資源として活用する目的、リサイクルに関しては「使用を終了し」ということになるので、届出対象になるという整理になっています。

今話を図にあらわすとこのような形になると思います。3ページ目です。一番下に廃棄物がありまして、有害使用済機器という概念、それからリユースの概念があります。最初にまず廃棄物かどうかという判断、次にリユースか有害使用済機器かという判断をしていくということになります。

では続きまして4ページ目をご覧ください。追加検討事項の②、取扱いの過程で変形した場合、あるいは破壊された場合、どのような状態であれば有害使用済機器に該当するかの目安を明確にすべきというご意見がございました。また、部品や原材料、これが有害使用済機器として規制対象になるかどうか、これを明確にすべきだというご指摘がございました。

1ポツ目に関しては、変形等がされたとしても、外形上、機器であることが判別できる場合、これは有害使用済機器と解するという事です。

②のポツですが、部品あるいは原材料になるまで処理されたものについては、検討会では不適正に処理される懸念があるので、何らかの措置をすべきだという議論もございましたが、法文上は有害使用済機器には該当しないという整理をせざるを得ないので、これに関しては、望ましい管理について、ガイドラインに示していく考え方になると思います。

続きまして検討事項の③、附属品の取扱いについて有害使用済機器として取り扱うかどうか、明確にすべきという議論です。

これに関しては、附属品も有害使用済機器に含まれるとするという考え方です。

ただし、その中でも、電源コードなど、個別の物品ごとに選別されて、原材料として取り扱われるようなもの、これは有害使用済機器に該当しないと考えております。有害使用済機器の機器に関する追加論点については以上です。

次に5ページ目の、有害使用済機器の保管・処分の基準についてです。こちらも前回までのご議論の結果、策定方針を示しておりますが、まず廃棄物の保管・処分の基準を基本とします。

保管基準のうち、保管高については、実態を踏まえて対応する。

それから処分基準については、自治体アンケート、現地調査を踏まえて、基本的には破碎、切断、圧縮、解体を想定した基準とする。

それから生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについて、現地調査における取扱い実態を踏まえて、分別した上で保管及び処分させる等、必要な措置を講じるということにしています。

ページをめくっていただきまして6ページです。追加検討事項としていますが、重複している部分もあります。火災の事案が多いので、火災発生防止措置を講じるべきというご議論いただいていたと思います。これについての考え方を再度整理しましたので、これをお示ししたいと思います。

考え方ですが、有害使用済機器は主要部材にプラスチック等の可燃物が使用されている他、火災の原因となり得る、電池、油等の混入の可能性があるということから、次の3点の必要な措置を講じることとするということです。

1つ目は、火災防止あるいは延焼防止の管理を容易にする観点から、有害使用済機器と廃棄物ではない金属スクラップ等の資源物や廃棄物について、仕切りなどを設けて保管する等、厳格に分別して保管すること。

2つ目は、油や電池等、火災の発生のおそれがあるものについては、適正に回収し処理を行うこと。

3番目として、保管高及び1つの山の集積面積を制限し、延焼防止及び消火活動の円滑化の観点から十分な離隔距離を設けること。

こちらのほうは、保管高を5メートル以下として、1つの山の集積単位、これを200平米以下とすること。積み上げられた山と山の離隔距離に関しては、2メートル以上とすることとしています。

次に、もう1つの追加論点ですが、保管に係る飛散流出防止の措置を実態を踏まえて規定すべきということです。こちらのほうも重複していますが、整理をしておりますのでご紹介します。

考え方は、有害使用済機器の保管等の実態を踏まえ、保管及び保管に係る作業を行うに当たり、有害使用済機器の飛散流出防止、振動・騒音等の防止、生活環境上必要な措置を行うこととしています。

特に、屋外で容器を用いずに保管する場合について検討されてきました。このことについては3点書かせていただいております。堅牢な囲いを設置することのない場合、水平面に対して50%勾配以下にして、保管高を5メートル以下とするということです。それから堅牢な囲いを「設置しない場合」と書いていますが「設置する場合」に訂正いただきたいと思います。堅牢な囲いに接している面が囲いの上辺から垂直に50センチメートル下がった高さ、又は5メートルのうち低いほうを最大の保管高とし、堅牢な囲いに接していない面は、50%勾配以下とする。

3ポツ目として、堅牢な囲いで三方が囲まれている場合、この場合は、囲いの上辺から垂直に50センチメートル下がった高さ、又は5メートルのうち低いほう、これを最大の保管高とすると。その場合、囲いに囲まれていない面は、保管場所の境界線からヤードの敷地境界等まで、最大の保管高の2倍以上の距離を確保することとする。

下の図を見ていただき、一番左が1ポツ目のパターン、真ん中が2ポツ目のパターン、一番右が3ポツ目の場合です。右のほうは3次元で描けるとよかったですのですが、なかなか難しいので、横から見たものと、それから見る方向を変えてちょっと記載しています。追加検討事項については以上になります。

○寺園座長

ありがとうございました。只今のご説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたしますが、その前に座長より、少し補足のご説明をさせていただきたいと思います。本日、検討会は最終回ということになりまして、これまでの検討会での議論内容が報告書にまとめられる予定で、それが議事の2番目として、検討会報告書について議論されます。

本検討会の目的については、主に政省令、ガイドラインの作成によって、この有害使用済機器の保管等に関する技術的な検討を行うという、政省令、ガイドラインへの作成の貢献を行うということではありますけれども、現在、政省令、ガイドラインの内容を含めたパブリックコメントも行われているところで、13日がその締め切りです。

ですから、前回の中間とりまとめをもって、中環審の廃棄物処理制度委員会専門委員会のほうに中間とりまとめをお送りして、それは承認をされて、現在パブリックコメントが行われているという段階なんですけれども、まだそのコメントの募集期間の最中で、我々は今、最終回の検討会を行っているという段階です。

パブリックコメントは、もちろん国民からの意見によって、最後はどういうふうに政省令、ガイドラインに反映されるかというところが決まらないものですから、本来は政省令、ガイドラインがこういうふうになりますというところをもって、この検討会も終わればよかったんですけども、時間等の都合もあって、こういう形にはなっておりますことを、私、座長としてもお詫びしたいと思います。

政省令、ガイドラインにつきましては、後ほども議事の3番目でガイドラインについて議論いたしますけれども、それは、最後は事務局のほうにお預かりという部分も残るとは思うんですけども、まず議事の1番目としまして追加検討事項について、我々はここでよく議論をしまして、議事の2番目で報告書について議論したいということ、いろいろと議論の順番が前後するところがありますけれども、そのようにお願いしたいというふうに思います。

少し時間がかかりましたけれども、それでは今、環境省よりご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問のある方、札を立ててお願いいたします。では中西委員、お願いします。

○中西委員

ありがとうございます。まず検討事項①番目の3・19通知に関して、確認をさせていただきたいんですけども、今のご説明の中で3ページ、この絵に示してある通り、今回、有害使用済機器が法律で規定されたことによって、この3つの区分に分かれるということになると思います。

ただ、当時、平成24年に出た3・19通知の段階では、この有害使用済機器というものがなくて、いわば3・19通知というのは、廃棄物かリユース品かという、その2分法でしか、物が考えられていなかったように思う訳でして、そこに新たにこの有害使用済機器というものが出てきたときに、果たして今ご説明の通りでいいのかなというのを率直に疑問に思ったものですから、そこをもう少し詳しく教えていただけたらという具合に思います。以上です。

○小林委員

この3・19通知の部分なんですけれども、この通知が平成24年に出たから、どこの自治体もそうでしょうけれども、我々のほうでもこれに基づいた運用ということで、種々いろんな指導をやってまいりました。

この通知自身、今日の資料ではないのですけれども、つぶさにというか、お話ししておいたほうが、整理ができるのかなと思います。そもそもこの通知の前文の趣旨としては、「実際には再使用に適さないものが再使用の名目で、例えば流通に供せられる例」とか、あるいは「不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について飛散流出を防止する措置、フロン回収の措置を講じずに分解・破碎される」ということで、「このような不適正な処理ルートへの対策を強化するため」、と書かれておられます。

それに基づいて大きく2つに、ということは、家電4品目とそれ以外の電化製品に分けて、それぞれの廃棄物該当性について、この通知を書かれておったかなと思います。

家電4品目についてわざわざ分けておりましたのは、これについては処分の基準が法律、通知等で決まっておりますものですから、非常に具体的に、我々行政の現場のほうでも確認が非常にできやすいと、あるいはその後の指導に結び付きやすいということですので、国でもこのあたりを書き分けられたのかなと思いますが、4品目につきましては、廃棄物に該当する場合として、大きく2つ書かれておられました。

1つは、「リユースとしての市場が認められない場合、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い」ということで、例えば野外保管とか、乱雑な積み上げがなされている場合が、まず1点目としての廃棄物該当性ありとしての場合。

もう1つは、「不用品回収業者が収集した使用済のこの4品目、これを廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合」と、この2つについて廃棄物の該当性ありといった基準を示していただいていたので、これに基づいて、我々も現場で指導してきたと思っております。

一方、それ以外の電化製品については、こうした処理基準が、具体的なものが決まっておらなかったもので、4品目に準じて行うべきと指導してほしいと、「望ましい」といった書きぶりであったかなと思いますが、この4品目以外については、なかなか我々行政のほうでも、相当厳しい指導をした例というのはあまり耳にしたことがございませんでしたので、今回こうしたものも含めて規制に入ってくるというのは、1つ、きちっとそのあたりについても枠組みができるということになるろうかと思えます。

先程お話が中西委員からもありましたけれども、この3つに分かれる場合、事務局から

先程3ページでありましたように、まず廃棄物かそれ以外かということで分かりますとおっしゃったので、そこは3・19通知を我々も使っていくのかなと思います。その中で有害使用済機器とリユース品を分けるということでしたら、それはそれでいいのかなと思いますが、そういった理解で、今までの自治体の運用というんですかね、これがそのまま円滑にというか、今までと変わりなく続けられるという理解でよいのかどうか、ほぼ中西委員と同じような趣旨かと思いますが、そのところの確認を、まずはしておきたいと思っております。

○寺園座長

関連のご質問がなければ、環境省からお願いします。

○上野補佐

それではお答えいたします。小林委員のご指摘の通り、まずは、廃棄物の該当性を判断しないと、有害使用済機器も判断できないので、おっしゃる通り3・19通知などを用いて総合的に判断していただいて、まずは廃棄物か否かということを判別していただくということ、これは今も行われていることだと思います。

その上で、廃棄物かどうか分からない状況のものについては、有害使用済機器の該当性を判断していただく順番になるので、そういう意味では、3・19通知が変わるものではないと考えております。

一方、これまでの諸所の調査により、家電品がどこか分からないルートで流れているということもありますので、それは有害使用済機器に関する規制によって、適正なルートに流れていくと考えていますので、そういう意味でも、通知の意味は変わらないですが、有害使用済機器という概念は必要であろうと考えています。

○中西委員

大体分かりましたけれども、先程、小林委員のほうからありました、実際の文言のところが、きっと混乱を招くような気がしております、全く本当に直さなくていいのかなというのは、もう一度よく検討いただけたらということだけお伝えしておきたいと思いますが。以上です。

○寺園座長

私からも、中西委員が言われましたように、3・19通知のときは有害使用済機器という概念もありませんでしたし、2012年ですから小型家電リサイクル法の前でもあるということで、その後、状況が変わっている部分がありますので、3・19通知そのものは、

何か変えるとか出し直すとかという必要はなくていいのかとは思いますが、ただ、その後の周りが変わった状況によって、これはこういうふうに読んでくださいという形のは、この報告書の中でも多分書いていく必要があると思いますので、もし変えたほうがいいところが見付かれば、それを反映させていただければと思います。

○小口委員

4 ページ目の追加検討事項②のところでも2つお伺いしたいんですけども、追加検討事項②の考え方のところに「部品や金属製錬の原材料となるまで処理された内蔵ハードディスク等の基板等は有害使用済機器に該当しない」ということで書かれていて、金属製錬の原材料になるまできちんと処理されたようなもので、適正に扱われているものについては、以前、前回の検討会でもこういう議論が、こういう話になっていたと思うので、それはよろしいかというふうに思うんですけども。

確認させていただきたいのは、前回の検討会で、こういった分けられていた部品等が不適正に扱われている場合は、有害使用済機器とみなす方向で検討をするという話があったかと思うんですけども、その部分が最終的にどうなったのかと。そういうものについてはその方針通り、有害使用済機器とみなすのか、それともここに、考え方に書かれているように、それも含めて該当しないという整理を、整理というか結論になったのか、そこを、確認をさせてください。

極端な話で言うと、例えばエアコン由来とはっきりはしないんですけど、エアコン由来と思われる黒モーターとか熱交換器みたいなものがあって、それがスクラップの中にあっただけという、そういう極端な例も含めて、どういう判断がされるのかというところが少し気になるので、その点を確認させてください。これが1つ目の質問です。

もう1つは、それに非常に関係するんですけども、「変形等をしていても、外形上、機器であることが判別できる場合」というふうに書かれていて、その概念としては分かるんですけども、実際現場でこれを「機器であることが判別できる」とか「金属製錬の原材料になるまで処理されている」という、その判断をどこで線を引くのかというところが少し明確でないという気がしまして、これはガイドラインで、もしかして書かれるのかもしれませんが、これは機器であるという判断をどのようにするか、その考え方について教えてください。これが2つ目です。

○中西委員

関連してというか、まさに同じことになるかもしれませんが、考え方の1つ目の

ポツのところで「有害使用済機器と解する」ということになっておりまして、何かこの場所で決めてしまうような感じのことになっているんですけども、実際これを「有害使用済機器」という「機器」という言葉で、用語で定義をしましたから、そこから外れはしないのか、きちんとそこが本当に法律的に変形した状態、本当の「機器」という状態じゃないような、もとの状態が推認できるようなものであっても「機器」という具合にみなせるという、その法律的な考え方というのも、もう少し丁寧に書いておかないとまずいのではないかなという気がしております、その点を補足していただけたらということです。

○小林委員

この追加検討事項②の今のおっしゃったところ、小口委員からもありましたけれども、「ハードディスク等が機器から取り出された」とか「原材料になるまで処理された」というようなところは、適切に取り出されたとか、適切に解体、分解されたものということであれば、当然それは該当しないということでもよろしいかと思うんですけども、それ以外の場合をどう考えるのかなというのが1つありました。

ただ、そもそも論で考えたときに、例えば家電のリサイクルプラントなどからでも、リサイクルしたときに残渣が出ると。残渣が出たものについては、そのリサイクルプラントの排出する廃棄物、いわゆる産廃であるという考えで恐らくいかれておると思いますので、もしこういった事業者から有価性のあるものが取り出されるものが対象外というのであったとしても、残渣物についてはこの業者から出る廃棄物である、産廃であるという考えに整理されるのではないかなと思っておりますので、そのあたりを再度整理していただいて。

何かこの書きぶりだけでいけば、有害使用済機器に該当しないかどうかだけの話で、当然我々のこの検討会は、そこを中心に議論しておる訳ですけども、事業者サイドの目から見た場合、何もかからないかのようになるのではなくて、きちんと自ら排出する産廃というものが有り得るよというところ、それは規制がちゃんとかかるんだよというところが分かるようにしていただけるほうが、今の私の考えが合っているのであれば、そういった整理もしていただければよいかなと思っております。

もう1点いいですか。戻るんですが、先程の3・19通知の、2ページの話なんですけれども、そういった整理をしていただいた上での話になるんですが、考え方の更に下にある3段落目のところで、事務局からもおっしゃっていただいたように「本来の用途での使用が終了していない機器については」ということなので、そういった場合の適正な保管に

については届出の対象とならないということは理解できるんです。けれども、そこで不適正な保管がされているとか、もっと言えば、処分されるということは「本来の用途の使用」は完全に終わっておる訳ですから、何かこの書きぶりなども、そういった目も含めて、同様な整理をしていただいたほうがよいかなと思っております。以上です。

○寺園座長

部品又は原材料という部分になりますけれども、ここは大事なところだと思いますので、環境省からご説明をお願いいたします。

○上野補佐

まず最初の小口先生からいただいた、変形されたものについては、文章で書くと分かりづらいかと思いますが、やはり機器の由来が分かるもの、それは有害使用済機器と判断すると思いますが、ミンチ状になって、粉々になって分からないもの、機器が何かも、由来も分からないというものは、機器として何になるのか分からないので、判断できないと解しています。やはり分かりにくいと思いますので、写真などを使ってガイドラインで整理させていただきたいと考えています。

それから部品に関して、機器から丁寧に取り出して部品だけになったもの、これは機器ではないので該当しないということになります。例えば混合物の山の中に部品だけ入っている場合も、機器としてみなすのは難しいであろうということから、「有害使用済機器に該当しない」という整理をさせていただいているところです。

ただ、一方で、やはり適正な管理は求めていかないと、油の流出等の問題もあるので、ガイドラインで、望ましい扱いかたを示していきたいと考えているところです。

それから小林委員からいただいた、処理の結果、廃棄物として処理しなければいけないものは当然出てくるかと思えます。このことについて書いていないのは、有害使用済機器に観点での記載のため、廃棄物について書いてはいないんですが、当然、処理の段階で出てきた廃棄物は、従来の廃棄物として規制にのっとって適正に処理していただくべきと考えていますので、ガイドラインに、有害使用済機器の処理にともなって発生する廃棄物についても適正に処理するように、というよう記載をしていきたいと考えています。

○制度企画室 室長補佐（白鳥室長補佐）

環境省の白鳥でございます。中西委員からご質問、ご示唆のあった、4ページの「変形等されたとしても、外形上、機器であることが判別できる場合には有害使用済機器と解する」という、いわゆる法令の文言の解釈については、ここで決めるというよりは、何か違

う形で明らかにしたほうがいいのではないかというアドバイス、ご指摘だったかと思いますが、まさにその通りであると思っております。それについて、どちらかというとなり条文解釈ということになるので、恐らく施行通知であるとか、また、必要があればガイドラインとか、そういう形で示していくことを検討していきたいと思っております。

○寺園座長

今のところを整理させていただきますと、4ページのところの考え方で2段ありますけれども、「変形等されたとしても、外形上、機器であることが判別できる場合は有害使用済機器と解する」というこの部分については、その通りではあるが、その説明がまだ十分でないという意見がありますので、この法解釈については施行通知かガイドラインかで丁寧に説明をされるということと理解しました。

2点目の「部品や原材料となるまで処理された基板等」、あるいは黒モーターのご指摘もありましたが、こういったものは「有害使用済機器には該当しない」というところは、先程の環境省のご説明ですと、やはり機器ではないというところが一番の理由かなというふうに理解いたしました。これについては、これまでの検討会の議論とも若干違うようなところもあると思っておりますので、私も後でもう一言言わせていただきますけれど、先に小口委員からお願いします。

○小口委員

ご回答ありがとうございました。今の点で、今、座長からもまとめていただきましたが、私が理解したところだと、有害使用済機器に該当しない部品とか材料があった場合には、それが今で言う、いわゆる雑品スクラップの中に入っているとしても、それは規制対象にはならないという理解をしたんですけれども、そうだとすると、今回の法改正をより実効性のあるものにするためには、まず「変形していても外形上、機器であることが判別できるかどうか」という、その判別と、あとは今回この考え方の2点目で書かれている「機器から取り出された部品や金属製錬の原材料になるまで処理された」というところをどう判断するかという、そこが一番重要になってくるかなと思っております。

逆に言えば、ここで機器であることが判別された場合には有害使用済機器になるので、それは今回の法改正での規制がかかるということになりますし、原材料になるまで処理されていないと判断されれば、それも同じようになりますので、ここの判断が非常に重要なというふうに感じました。

ですので、先程ぐちゃぐちゃに潰れたものはさすがに機器とはみなせないという話があ

りましたけれども、そうではなくて、例えば恐らくエアコン由来と思われるこういうもの、黒モーターとか、そういうものがあつたときに、それをどう判断するかという、そこが結構重要だと思うので、例えば黒モーターとかラジエターだけがあつたときに、それが絶対エアコンかどうかというのは、もうそういう状態になっていると、確実には言えないかもしれませんが、そういう場合にどう判断するか、これは1つの例ですが、それが非常に重要だと思うので、ちょっとガイドラインを最終的に確定する中で、その点については十分ご検討いただいて明確にさせていただくことで、より実効性のある運用ができるかなというふうに思いますので、この点、よろしくお願ひしたいと思います。

○寺園座長

ありがとうございます。では私からも今の点で、重ねて恐縮ですが、先程、小林委員からご指摘がありましたように、この部品や原材料が有害使用済機器に該当しないと考えてよいのは、適正に分別、解体等をされて、それが部品、原材料とみなせる状態ですねというところで、環境上、適正な取扱いがされたかどうかというところが判断の分かれ目になるのではないかということ、これは私のほうから、たしか第2回ぐらいの検討会で述べさせていただいたと思います。

それで、実は中間とりまとめを見直してみますと、そのこのところの書き方が若干弱かったかなとも思ったんですが、この中間とりまとめの中で、昨年度の廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分として、この有害使用済機器の指定の背景という部分が書かれているので、そのこの関連部分だけ読ませていただきますと、製品としての再使用が行われず、破碎等をされたものについては、ぞんざいに取り扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が飛散流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要があるものと考えられるというところで、製品の使用が終了して破碎等をされてしまったとしても、そこでぞんざいに取り扱われて生活環境保全上の支障が起こってはいけなと。起こるのであれば、それは有害使用済機器というくくりを作って、適正な管理下に置かなければいけなということが述べられていました。

さらに、中間とりまとめの中の、今後の検討事項のところでも、「有害」という言葉や「機器」という言葉を狭く捉えないようにするべきであるということも述べさせていただきました。これは今後の検討事項という中で残していただきましたので、その「機器」というところはなかなか、もう法律で決まっている以上、そのこのところは変えることは、現

状ではできないということです、その解釈のところで「機器」というところについては、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきであるというところは書かせていただいて、それはガイドライン等でどういった運用がされるかというところを、できるだけ意見が反映されるようお願いしていたつもりではあります。

3ページの図に戻っていただきまして、先程の有害使用済機器の場所がこれで間違っていないと思うんですけども、その書き方に修正する部分があれば、検討をお願いするという事だったと思いますが。

この図をお借りして、先程のような黒モーターを考えてみますと、本来その機器としては廃棄物でないと言われても、できるだけ有害使用済機器というところにくくって、今回の届出や保管・処分基準の対象ということにしようとしていた訳ですけども、そこから意図的あるいは非意図的に、破碎をぞんざいにやられた場合は意図的のほうが多いと思いますけれども、黒モーターを非常に不適正な形で出しましたと。これは機器ではありませんので、しかも、廃棄物ではないというふうに言われると、せっかくこの有害使用済機器という区分を作って、すき間がないようにということで、国会でも議員の方からも意見をいただいて決めたものにもかかわらず、また有害使用済機器という言葉から外れた、環境上不適正な対象ができてしまうということが残ってしまうことを恐れております。

今回の検討で完全な規制ができるということは難しいと思いますので、今後の検討事項ということで残していただく部分があることは、やむを得ないんですけども、先程小林委員が言われたように、あまりに不適正なものが出た場合、それは産業廃棄物ですから廃棄物のほうに戻ってくださいとか、せめてこのガイドラインを作ったときに、あまり安易な形で、もうこれは潰してしまったから違いますという形で、業者が規制逃れを簡単にできるような形にならないように、うまく自治体の方々が運用できるような形での政省令、ガイドラインづくりを、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。少し長くなりましたが、今の点はよろしいでしょうか。

○上野補佐

ご指摘ありがとうございます。部品等の取扱いを明確化していく上でも、ガイドライン等での対応が重要と考えていますが、ぞんざいに扱われるのであれば、処理基準も今回示しておりますので、準拠していただきたいと考えてございます。処理の中には解体等も含まれますので、解体に関しても示したいと考えています。

あと、廃棄物については、既に考え方など、長い歴史があるので、それでどこまでガイ

ドラインに書き込むかという問題はあるのですが、やはり現場で廃棄物が出てきた場合に、ガイドラインに書いていないと、その対応が分かりづらいというご指摘もあると思うので、極力分かりやすいように、廃棄物が出てきた場合は廃棄物として、という観点の記載も考えていきたいと考えています。

○寺園座長

ありがとうございます。もう一言だけ、廃棄物のほうも総合判断の考え方を入れてくださいということをお願いして、この検討の中でも書かれていたと思いますけれども、どうしても不法なことをされようとする業者さんは、有価性をもって主張されようとするので、だから、その部分についても、簡単に逃れられないような読み方ができるようなガイドラインづくりをぜひお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、今ご議論いただいた点を除いて、この議事1につきまして、残りのご意見、ご質問がある方がいらっしゃればお願いいたします。では中西委員。

○中西委員

あと1点だけ、検討事項④、⑤に関連して、になるんですけども、以前の議論の中で、堆積している山の中に有害使用済機器が含まれている状態を、どこまでそれを見るのかというものが、この議論の中にはすっぽり抜けている感じがしておりまして、それがないと、それぞれ④、⑤の基準が適用されるのかどうなのか、というあたりが明確でないところがあると思っております、その点はどう理解すればいいかというあたりを教えていただけたらと思います。

○上野補佐

今まさに政令、省令を作っている段階ですので、まだ確実というものではないですが、基本的には6ページの1ポツ目の記載のとおり、有害使用済機器とそうでないものを厳格に分別するという基準を設けるということになると、混ざっている場合は、目安はなく、分けてくださいという整理になります。

○寺園座長

よろしいですか。今のところは、この検討事項としては火災の発生事案関連で書かれています、火災発生防止措置の関連で書かれています、最後のガイドラインにさせていただくときには、できるだけ指定のところで書いていただいたほうがいいかなと。もちろん有害使用済機器と廃棄物の分別というのは、火災のリスクもあるので、それはしっかり分け

て管理というところが1つの大きなところではあるんですけども、それだけでないと思いますので、指定の部分のところで書いていただいたほうがいいかなと思っています。では森谷オブザーバー、お願いします。

○森谷専務理事

今後ガイドラインなどで、ここで、今議論している4ページのものは、もっと細かい文言を書かれると思うんですけども、そのときに、まず家電の4品目と小型家電の28品目についてというところから文章が始まると思いますけれども、「機器」という言葉と「部品」という言葉と、部品の中には基板も入るんでしょうけれども、「基板」という言葉があって、「附属品」という言葉があって、さらにはちょっと違う概念で「原材料」というのが出てきますので、そこはどなたかもおっしゃった通り、丁寧に概念を整理してもらった上で、ぜひ文言化していただきたいと私は思いました。よろしくお願いします。

○上野補佐

はい。ガイドラインのほうには用語の整理という欄を設ける予定でおり、ガイドラインのほうでは整理させていただきたいと考えています。

○寺園座長

政省令の解釈のところでは書かれないんですか。ガイドラインで、もちろんよろしいんですけども、もし重要なところは、政省令の解釈、解説のようなところでも書いていただけたらというふうに思います。

○寺園座長

他によろしいですか。では私から、6ページ目のところで火災発生防止措置、先程もご議論いただきました。特に質問とか意見という訳ではないんですが、補足として、この6ページ、7ページに描いていただいた図は分かりやすくよかったというふうに思いました。どうもありがとうございます。

それで、この保管高5メートルというところは今まで政省令案に位置付けられていて、この離隔距離のところはガイドラインの方向だったと理解していたんですけども、これはまだ、どちらになるかは分からないというところでよろしいですか。

○寺園座長

分かりました。この例も含めまして、まだ、政省令になる部分とガイドラインになる部分というところの整理は、環境省の中のほうでご検討いただいているというところだと思います。議事の1番目につきまして、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、議事 2 番目「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会報告書について」、資料 2、資料 3 に基づき、事務局よりご説明をお願いいたします。

○上野補佐

それでは今回の検討会報告書に関しまして、ご説明させていただきたいと思います。こちらは、資料の 2 が報告書の構成で、パワーポイントで作っています。資料の 3 で、報告書の案をペーパーで配布させていただいておりますので、適宜そちらのほうをご覧になっていただければと思います。

今回報告書（案）としているのは、3 回目までの検討会でご議論いただきました中間とりまとめ、これについて、その後修正を加えて、中間とりまとめの確定版としたものを報告書（案）として示しています。本日は、特に最後のほうに書いている、今後の検討事項について、追加あるいは修正などがありましたら、ご議論いただきたいと思います。

中間とりまとめのとほぼ同じで、一度ご議論いただいておりますので、構成について簡単にご説明いたします。パワーポイントの 1 ページ目ですが、全体の構成です。まず 1 つ目が、政令規定事項の有害使用済機器の指定について書きます。こちらは指定する機器の案として、リサイクル法の対象機器 4 品目及び小型家電 28 品目を対象として指定すること。

また、現場での該非判断を実効性あるものとするために、家庭用機器との差異について判断が容易でない機器に限り、それ以外の機器、いわゆる業務用機器と呼ばれているものについても対象として指定しているなどとしています。

項目の 2 番目は、同じく政令規定事項の保管及び処分の基準です。配布しているペーパーでは 8 ページからになりますが、基準に関する対応方針はその次のページで、廃棄物の保管・処分のベースにして考えていくとしています。

その他、火災防止の観点から、原因となり得るバッテリーなどを適正に回収して処理する。

また、有害物質の飛散流出防止の観点から、例えば蛍光管なども回収し、適正に処理するとしています。

それから保管高などに関しては、実態を踏まえて規定するという方針などとしており、政令、省令、ガイドライン等に盛り込むべき内容の全体像を書いています。

項目の 3 は、配布資料 12 ページに、省令規定事項の届出除外対象者について主に書いています。

こちらの対応方針としましては、資料の 13 ページになります。④に適用除外対象者、については、廃棄物処理法やリサイクル法の関係法令、こちらの許可を受けた方が1つ目。

それから2つ目に、保管量が少ないことから、環境影響が少ないと考えられる方。

それから3つ目が、いわゆる雑品スクラップをヤード保管等する者以外の方。これら3パターンについて、適用除外とする方針でした。

続きまして、項目4は届出事項です。ペーパーでは16ページです。届出事項あるいはその書類については、廃棄物処理法の、処分業の許可の申請あるいは保管に関する届出を参考として規定していくという方針です。

次、項目の5、その他の事項です。ペーパーでは18ページです。有害使用済機器の適正処理の観点から、帳簿の作成を求めていくこと、業を廃止した場合の届出について規定するという事です。

最後、6番です。パワーポイントの2ページですが、今後の検討事項として、1つ目が、改正法の施行までに、先行事例である自治体の取組水準を引き下げないように、ガイドラインの整備や自治体への通知の発出を進めるなど、具体的な運用の検討をいっそう進め、実効ある制度となるように努めるべきということ。

それから2つ目が、法の施行後については、今回指定対象とならなかった機器を初め対象機器について、パーゼル法の輸出確認の状況も含めた法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うべきである。また、定期的かつ継続的な検討・機器の追加を図るための方法を確立すべきであるとしています。

3点目は、その中でも給湯器、配電盤、無停電電源装置については、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべきであるとしています。

4番目はまた幾つか分かれており、その他の機器について、「有害」それから「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきであると。

「有害」については、有害物質の含有の観点にとどまらず、油の流出による土壌・水質汚染のリスクあるいはフロン放出のリスク等も考慮して検討すべきである。「機器」については、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきであるとしています。

また、今後も、業務用と家庭用の機器の区別を設けずに機器を指定することについても検討すべきであると。それから「すきま」の問題が解決しない場合には、更なる実態把握

の上で、機器単位ではなく、有害性の有無の観点で対象を指定することも含めて、指定の在り方を検討していくことも将来的にはあり得る。

以上の多くの論点があることを踏まえ、本検討会で議論された点に十分配慮して機器の指定をすべきである。また、今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきであるとしています。

パワーポイントの3ページです。次の検討事項ですが、法の施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握に努めるべきである。特に、今般対象外となる機器のみを扱うスクラップヤードが一定程度出現すること等も想定されることから、法の施行状況に加えて、規制対象外として整理されるこうしたヤードについても、実態を把握すべきである。さらに、実態把握に当たっては、火災リスクを初めとした人の健康・生活環境保全上の支障の防止について、実態把握と検証を行うべきであるとしています。

最後の検討事項ですが、これらの実態把握も踏まえた上で、保管基準、処分基準、届出事項の追加等、必要な対策を講じるべきである。また、今般の届出対象となっていない有害使用済機器の収集・運搬段階に関しても、更なる実態把握の上で、届出対象とする等、必要な対策を検討していくべきである。さらに、今後の有害使用済機器の追加とあわせて、リサイクル法で回収ルートが定められていない機器についても、必要な実態把握を行った上で、排出段階からの対応の必要性を含めて対策を検討していくべきであるとしております。

報告書（案）の説明については以上ですが、特に今回は、今ご説明しました今後の検討事項について、追加、修正がございましたら御意見等をいただきたいと思います。以上です。

○寺園座長

最初にまた私から補足と確認をしたいのですが、この検討会報告書の中身は、今まで、第3回までに中間とりまとめを検討しました内容に大体沿っていますので、もちろんこれから大きく変わることはないと思っております。ただ、先程少し申しましたように、政省令とガイドラインを作っていく途中段階でもありますので、時間の前後というところはあると思うんですが、本来この検討会は政省令とガイドラインを作るための検討会でありましたので、その部分で我々が検討した内容を書かせていただくということになります。順番としては、こちらの報告書があつてからの、後での政省令、ガイドラインで問題ない訳ですよ。

○寺園座長

仕方ないんだと思うんですが、この報告書の中で指定ですとか基準案について出していますが、幾つかのところでは政省令、省令、ガイドライン等を組み合わせて規定するとかと書かれていますので、これはこの報告書の中では、この部分は政令になりました、この部分は省令になりました、この部分はガイドラインになりました、というところは、時間の関係で、報告書としてはとりあえず検討した事項を送るということで、最終形については、そちらの対照表みたいなものは、お願いすればできるかもしれないけれど、報告書の後だから、そういう順番としては、報告書にはそれは書き切れないという理解でよろしいですか。

○上野補佐

はい、基本的にはここの報告書の後に政令、省令、あるいはガイドラインということになりますので、報告書に書くということにはならないと思いますが、当然、政令、省令、ガイドラインが出た際には、ご議論いただきました委員の皆様にはお送り、こういうふうになりましたという結果はご報告させていただきたいと思いますので、そちらでかえさせていただければと考えます。

○寺園座長

また後であるかもしれませんが、スケジュール的なもので、今の段階で多分我々は理解しておいたほうが良いと思うんです。政省令の決まるタイミングは、13日までパブリックコメントがありますので、その後にも環境省のほうで政省令を決められたり、ガイドラインを決められたりすると思います。この検討会自体は本日が最終にはなりますが、恐らくこの報告書（案）の文章を、その全てを今日中に確認することはできませんので、この報告書の確定が大体いつぐらいの目安というふうに考えていいのかな。

恐らくパブリックコメントでこういう意見もありました、それに対する、環境省もこういう回答をされますという、その中身についても、我々はできるだけ共有させていただきたいと思うんですけれども、もちろんそこであまりにも我々が検討していなかった話があったとしても、この報告書に追加することはできないと思うんですけれども、我々として政省令とガイドラインづくりを十分意識しながら、これは検討してきた訳ですけれども、いつぐらいまでにこの報告書（案）をフィックスすることになるのかという、スケジュールの目安を教えていただければと思います。

○上野補佐

スケジュールに関しては、今紹介があった通り、政省令のパブリックコメントをやっておりまして、これが12月13日までです。政省令の公布に関しましては、早くて年内を目指していますが、調整等に手間取った場合などには年明けになる可能性もあります。従いまして、報告書に関しては、遅くても年内にはフィックスさせていただきたいと考えています。

ガイドラインにつきましては、1月の下旬、1月末を目指しているところです。

○寺園座長

そうしますと、年内めどということで、この報告書（案）を検討する訳ですが、後で気付いたからといって、今日までに話していない事項をあまり入れることはできないと思いますので、今日お気付きのことをご発言願いたいと思います。ご意見、ご質問のある方は札を立ててください。乗田オブザーバー、お願いします。

○乗田専務理事

1回目から今日まで4回にわたって、いろいろ資料もいただいて、議論もしていただいて、有害使用済機器についての範囲ですとか保管方法等は、今後制定されるだろう政省令、ガイドラインの扱いも含めて、かなり明確化されたのだろうというふうに考えております。

私共工業会内に、今までこの検討会で議論されたことを持ち帰って議論して、現場から出てきた声をちょっとまとめてご紹介したいと思います。今まで雑品スクラップとして、中国を中心に年間150万トンから200万トン輸出され、輸出先でリサイクル処分されていた訳ですが、これが今、中国での輸入規制の動きと、日本で今回の廃掃法の改正、また、バーゼル法の改正によって、近いうちにそれができなくなると推測されます。そうすると、それを国内でリサイクル処理しなければいけないということが当然起きてきます。その問題について、やはり我々は真剣に考えなければいけないと思っております。

どうやって雑品スクラップが出てきているのだろうかというふうに思いまして、現場の担当者に聞いてみました。その答えは少々意外だったのですが、例えば建物の解体現場などで、ビルとか大きな倉庫とかを解体しますと、建築廃材等の産業廃棄物がたくさん出ますし、また、鉄も出るし、価値のある非鉄品も混じって出てきます。そういたしますと、排出者としては、それを解体業者なり引取業者に処分するときに、当然、産業廃棄物などに対してはマニフェストを発行して処分を依頼しなければいけない訳ですが、10トンのトラックに5トン積むと仮定して、産廃物が2トン、あと、鉄が1トン、非鉄が2トンと

なると、その5トンは総体として有価になります。本来、そんなことが許されるとは思いませんが、実際の現場ではこれはマニフェスト発行対象ではないとして、我々の手の届かないところで選別・処分された後に、雑品スクラップとして売買されているというようなことも報告されています。ですから、そういったことも今後の検討事項、今改めて上野さんから紹介していただいたんですが、いろいろ見ていく中で、そういったことも頭に入れて議論して頂きたいと思います。

また、私どもの鉄スクラップの処理現場で、今まで雑品業者に行っていたものが、当然我々のところに来る可能性が増えてきます。そういたしますと、雑品スクラップの当初のところでも議論にありましたが、21世紀に入ってから、資源価格が高騰して、中国の爆食という現象が表面化するころから、雑品スクラップというのが商品化され、日本から大量に輸出されるようになった。その結果、私どもの鉄スクラップ処理業の現場において、雑品スクラップ自体はリサイクル処理されないで、もう雑品業者に売っていくのが常態化していました。雑品スクラップの価格は我々が扱う製鋼用のヘビースクラップより相対的に高かったですから、輸出用として転売する方が有利でした。

それが今後、国内で処分することになると、現場の長などに聞きますと、今の若い現場の担当者は雑品スクラップの選別方法を知らないという問題が表面化してきています。雑品スクラップの選別は基本的に人力主体となりますので、今私どもが非常に人手不足で苦勞している現状の下、現場できっちり、これから150万トンも増えてくるであろう、雑品スクラップのリサイクル処理ができるだろうかというような心配も指摘されました。

また、電気炉メーカーとも、我々はいろいろ情報交換していますが、私があるところで電気炉メーカーの方に、今後雑品スクラップを日本で処分せざるを得なくなると、非鉄品の除去・選別でき難くなる可能性があることとお話ししました。そうすると、最近是非鉄の混入が少ないと電気炉メーカーから高い評価を頂いていましたが、今後は非鉄品混入の心配が出てきましたという話を、軽く申し上げたところ、早速電気炉メーカーから、実は8月、9月ごろから非鉄による製鋼外れが出ていると報告されました。最初、私は中部地区でその報告を聞きましたけれども、関東に帰ってきて同じ話をしたら、関東地区でも非常に増えてきていると同様の報告がありました。

私としてはちょっとタイミングが良過ぎると思って、真剣には取り上げていないのですがやはり雑品スクラップというものは、この間もご報告しましたが、川崎地区などでは、もう既に撤退している業者が増えていきますので。明らかに、雑品スクラップは今後国内回

帰してくることが予想されます。

したがって、今後の検討事項という中で、いろいろ環境省の方とも我々はお打ち合わせしながら、せつかく法律を改正する訳ですから、より実効性のあるものにしていきたいと思います。以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。重要なお指摘だと思います。先程、私が報告書の位置付けと、あと、政省令、ガイドラインの話と、させていただきましたが、恐らく今みたいなお話は、この法の運用に関して政省令、ガイドラインを作っていく中では、ちょっと書きにくいところも多いので、ただ、重要な点ですので、報告書の中には、この規制が有効に働いた場合に、国内の受け皿の整備ですとか、そういった重要性があるというような形で書いていただく必要があるかなというふうに思いました。大体そういう整理でよろしいでしょうか。

○乗田専務理事

はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○寺園座長

ありがとうございます。ということですので、報告書のところでは、今挙げられているこの法の運用に関することが中心になるのは、よいことというか、適切だとは思いますが、その若干周辺も含めて、例えば解体現場での問題とか、マニフェストの問題とかもありましたし、そのあたりも私は、個人的には書かれていてもいいのではないかなというふうに思いましたので、もしお気付きの点があれば、ご指摘いただければと思います。福田オブザーバー、お願いします。

○福田代表

これはガイドラインのところで申し上げたほうがいいのか、それとも今後の検討事項のところのほうがいいのか、というのをちょっと考えたんですけども、ここで申し上げられればというふうに思います。

1つは対象品目についてなんですけれども、今回有害使用済機器に加えていただいた業務用機器の判別困難品というか、エアコン、冷蔵庫等で家庭用のものと業務用とか、判別がしづらいものについては、有害使用済機器に加えるということでは、聞いていただいたかと思うんですけども、一方で、今回バーゼル法の特定有害廃棄物においては、28品目、4品目の業務用機器については全般的に範囲に含めるということになったかと思います。

実態的に、そうなりますと、4プラス 28 品目の業務用品目については、ほぼほぼ輸出をそのままするということが難しいので、国内処理に回るであろうというところだと思うんですね。その中で、業務用機器の判別困難品と判別可能品というものが、通常であれば、混ぜて、金属リサイクル現場では運用されるのだらうというふうに思います。具体的に言うとエアコン、冷蔵庫ですね。業務用エアコン、業務用冷蔵庫については、金属原料が一定にあるものとして、個別の品目として流通されるのだらうというふうに思います。

その中で、それを有害使用済機器とその他の物で分けて運用をするというのは、なかなか現場では難しいんじゃないかなというところがございます、そのあたりはちょっと今後の検討ということで、これはなるべく優先順位を上げてご検討いただければというふうに思っております。

恐らく法律論の中で、なかなか混合品を全て有害使用済機器にすればいいんだというのは、法的にはかなり乱暴なんだらうというところで、こういうまとめ方になったと思うんですけれども、今の流通だとかリサイクル現場では、有害使用済機器に該当する部分とその他の部分は、物が同じであれば、混ぜて運用されるようなことになるかと思っておりますので、ぜひご検討いただければというところであります。

もう1つは、先程、乗田オブザーバーからもお話がありましたように、今後の国内での受け皿、これについては、さまざまな観点から、受け皿が本当に大丈夫なのかというところで検証していただければというふうに考えております。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。1点目の機器の指定につきまして、現場で分けるのは難しいのではないかというご意見は承りました。確かに以前も中西委員が、1個だけ入っていたらどうなのかとか、本日も混合物の扱いについてご質問されましたが、確かに1個でも、というところをあまり厳しく言うことはできないと思いながらも、しかし、なあなあで、かなりの量が入っているにもかかわらず、これは少し混じっただけですと、基本的には分けていますというような言い方で規制逃れをされることは、よろしくないと思っています。

これはまさにこれから、有害使用済機器の規制の運用にかかっていると思います。「第一歩」という言葉も使っておりますが、4月以降にこの規制が施行されていく中で、恐らくガイドラインも、最初に出すものだけでなく、途中で改定も必要だと思いますので、あまりにこのぞんざいな扱いがされているものについては、これは当然機器の対象であるという形でいくべきだと思いますので、そこは現場の方々ともよく、環境省あるいは我々

としても協力をして、できるだけ適切な運用がされるべきだというふうに考えております。今の部分については、環境省から、私が先にしゃべってしまいましたけれども、何かありますか。

○上野補佐

まず乗田オブザーバーからのご指摘の件ですが、文案等を考えて調整させていただきたいと考えています。

それからご指摘の該非判断の難しいものに関しては、今後の検討だと思います。特に機器の指定範囲も含めてにはなってくるので、優先順位を上げて、かつ慎重に今後検討していければと考えています。

○小口委員

内容のことではなくて、報告書の書き方というか、作り方のことでちょっとコメントなんですけれども、最初に座長からありましたけど、この報告書があって、政省令、ガイドラインという順番なので、ということはあったんですが、この報告書の構造として各章に①、②、③、④とあって、②のところに検討会での主な意見というのがあって、④に対応方針という形でまとめていただいています。

でも、この対応方針というところは、この政省令ないしはガイドラインでこういうふうにしますよということを書かれているのだと思うんですが、反対に②のところに幾つも挙がっていて、そこで今回、政省令ないしはガイドラインで決めるのを見送ったことも多々あると思いますので、その点について、一応最後の6章のところにまとめた形ではあるんですけれども、個別のところ、ある程度主だったものは、これについてはこう、こう、こういう理由で見送った、ないしは、こう、こう、こういう理由で追加の検討ないしは調査が必要なので今後やります、みたいな形でちょっとまとめていただいたほうが、意見をいろいろ申し上げた我々としてはありがたいなというふうに思います。この部分は政省令、ガイドラインで対応する方針ですと、他のところは今後検討しますというのが、個別に見えたほうがいいと思うので、そういうふうに書いていただくとありがたいなというふうに思いました。これはコメントです。

もう1つ、ちょっと細かいところで確認させていただきたいんですけれども、3ポツの届出除外対象者のところで、⑤のところに、小型家電リサイクル法の関係でお伺いしたいんですが、小型家電リサイクル法の認定事業者ないしは認定事業者の委託を受けた者というのは、それを根拠に届出除外になっているんですけれども、小型家電リサイクル法のほ

うで、認定事業者以外のその他適正な者というところへ行っている分もあると思うんです。こちらについては、有害使用済機器の保管等の届出が必要になるという理解でよろしいかを確認させてください。

もうちょっと言うと、一般廃棄物の処理で受けていけば、多分この前のほうにある、一般廃棄物処分のところの話で読むのだと思うんですけれども、有価で買っている場合はここに当たらないんじゃないかと思いましたので、その取扱いがどうなっているかを確認させてください。以上です。

○上野補佐

後のほうの小型家電の取扱いで、質問は認定等がない業者ということだと思いますが、認可等を受けていないので、届け出ていただかなければいけないと考えています。

○小口委員

分かりました。そうすると、⑦の届出除外対象者（3）（案）の「いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等をする者以外の者であって」というところにも当たらないということですね。

ここに、イメージの中には書かれていないんですけど、この性格としては、ここに当たらないかなというふうにちょっと思いまして、ここにも当たらないということなのかどうか、もしそこら辺はまだ検討中ということでしたら、十分ご検討いただいて、明確にさせていただいたほうがよろしいかと思います。

○上野補佐

はい、分かりました。それは今後検討し、精査いたします。

○寺園座長

先程の今後の検討事項のところの建て付けですけれども、最初に私が言ったところと似ているかと思うんです。報告書の中では、この部分は政省令、この部分はガイドラインとかというのは、書けたら書いていただいたほうがいいとは思いますが、タイミング的には、やはりどうしても前後にはなるので、仕方がないかなと思っています。今のは、その点でよろしいですか。

○小口委員

はい。それは私も理解しているんですけれども、そもそもこの対応方針のところは、省令とかガイドラインとか云々じゃなくて、これはこうすることにしたとは書いてあるので、この部分は見送ったとか、今後検討する、みたいなことも別に書いてもいい、報告

書として書いても、順番としておかしくないんじゃないかと思いましたが、そういうふうに整理していただいたほうが、何ができて、何ができないかというのが分かりやすいなと思いましたので、そういう趣旨での発言です。

○寺園座長

まさにそうなんですけれど、この報告書が先にあって、後で政省令、ガイドラインが決まるという順番だと、報告書の中では、これはこうする、これはこうなりましたと過去形で書けないですね。

○上野補佐

なかなかタイミング的にも難しいと思っています。

○寺園座長

ただ、主な内容については年内にフィックスだけでも、もし最後のタイミングで、政省令とガイドラインがこれで見えてきましたというときに、実はちょっとここは違ってきたので、という部分での調整は、可能であったらしていただくかもしれないということで、それはもう環境省に預かっていただくしかないかなとは思っています。

もちろん報告書の案として、我々としては、この点はこうすべきであるというふうに言いましたよというところは、基本は動かさない形で書かせていただくということになるかと思います。よろしいですね。

○森谷専務理事

私の質問とお願いは、まずこういうことが頭にあるので、ということで、イントロから言って申し訳ないんですけれども、有害使用済機器に関する届出を、もしすべき人がしなかった場合に、そういう産廃処理業者がいた場合に、廃棄物処理法の罰金刑を受けたと。そうすると、その産廃業者は廃掃法の欠格要件に当たって、廃棄物処理業の許可が取り消されると、こういうことになります。そこで、間違いなく届出すべき人は届出をすると、届出なくていい人は届出しないということ、はっきり分かるようにしてもらいたいというのが根底にあることであります。

そこで、ということなんですけれども、それで、今回のこの有害使用済機器の規制は、届出をする人には保管と処分の基準がかかると。逆に言うと、届出しない人は、保管についても処分についても基準がかからないということなんでしょうが、それは必ずしも、この報告書だけを読んだら分かりづらいなという感がまずあります。

例えばということですと、13 ページを見ていただきたいんですけれども、13 ページの

届出除外対象者のイメージの、ちょうど産廃収運業があるので6つ目ですけれども、「産業廃棄物の収集運搬業者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管ありに限る）・・・保管のみ適用除外」と、このように書かれると、ここだけ読むと、間違いでないことを願うんですが、「保管のみ適用除外」と書いてあると、処分については規制がかかるようで、ということは、何か処分に関する届出というのがあるのかなというふうに、こういうふう

に読んでしまいがちなんですね。
何が正しいのかというのを、ちょっと後でご回答いただければと思いますけれども、ここで「保管のみ適用除外」と書かれているとすると、繰り返しになりますけど、処分の届出、処分の基準がかかるように思わず読めてしまうと。

それで、お願いなんですけれども、この報告書ではこれ以上、何か図とか表とかを作るのは難しいと思うんですけれども、ここで書かれている除外者、先程の小型家電リサイクルについてもそうなんですけど、届出除外者については保管とか処分の基準がかからないということであれば別なんですけど、そうじゃなくて、例えば保管だけにかかる届出とか、あるいは処分だけにかかわる届出とか、それから保管及び処分にかかる届出というようなことを政省令で作り上げようとしているのであれば、それは最終的には見える形にでもらいたいと。

ただ、私は誤解しているかもしれませんが、大前提は届出をしなくてもいいということで、ここで、イメージで書かれている人たちは、保管の基準もかからないし、処分の基準もかからないと、こういうふうに思っていたんです。この報告書の文章を読む限りでは、なかなかそこがすっきりと、はっきりと書いているところがないものですから、質問とともに、もし私の理解が正しければ、それに沿って、また、間違っていれば、それを正すようなご回答をいただきたいなと思います。以上です。

○上野補佐

まず届出に関しては、法律の建て付けで、保管又は処分を行う者について、保管等業者というように一くくりにしてしまして、届出は保管等の届出となります。その中で、保管だけを行うか、処分も行うかの仕分けを考えていますので、保管だけを行う方であれば、保管だけの届出になり、処分を行う場合、保管が伴わないことは想定されないと思いますので、おそらく保管及び処分を行う方の届出と、2種類が想定されると考えています。

この報告書で書いてある「保管のみ適用除外」というのは、保管だけを行う方の、保管だけの届出が適用除外されることです。もし仮に積替保管だけ行っている方が処分を行お

うとする場合は、保管及び処分としての届出が必要になってくる整理になると思います。

このように、口、あるいは文章でも分かりにくいのは、ご指摘の通りだと思いますので、ご提案のありました表等で、分かりやすく示したいと考えており、ガイドラインに、表を付けていきたいと考えています。

○寺園座長

確かにちょっと今のところは、分かりにくいところはありませんので、保管の届出と、処分、保管という形になりますかね、処分のみというのは、ない訳じゃないかもしれませんが、少し考えにくいということで、そういった中で、先程の「保管のみ適用除外」というのは読んでいくんだろうというふうに思いました。他にはよろしいでしょうか。

私からですが、先程の乗田オブザーバーのご意見と重なるところがあるんですが、やはりこの有害使用済機器の検討に当たりまして、検討事項の最後のところにも、収集・運搬段階について、国会のほうでも、それは対象としなくていいんですかというような話がありました。今回は「更なる実態把握の上で」ということで外れております。

さらには、発生源の段階で、まさに解体現場でありますとか、あと、業務用エアコンなどの場合は、フロン排出抑制法の管理が行われるべきであるものが使用済になった場合に、あまり、雑品としてまとめて引き取っていただける人がいたということで安易に引き渡すような、そういった商習慣もあるのだろうと考えられます。

やはり発生源のところで、安かろう、悪かろうといった排出がされるというところを抑制する必要もあると思いますので、今回の有害使用済機器の規制は、廃棄物以外のところにかかわる第一歩の規制というふうには考えられますので、そういったところも問題点としては書いてもいいかなというふうに考えております。

さらに、もう一言申し上げたいのは、更なる実態把握を行うべきことが多過ぎるというか、これは結構我々委員としてお願いしますよということで、環境省に随分と宿題を投げたままになっている感じなんですけれども、投げるだけでなく、我々のほうも一緒に協力しながら、これはやっていくべきなのだろうというふうに考えております。では島村委員、お願いします。

○島村委員

今回の検討事項で言及がされていないところについて、1点申し上げます。今から盛り込むのは無理かもしれませんが、多分3回目ぐらいになりますので、一応申し上げておきます。

私も現場に連れて行っていただいて認識を新たにしたのは、住宅のすぐ裏にこういうものができるというところが、住んでおられる方にとっては一番の環境問題です。廃掃法は健康の保護と生活環境の保全を第一の目的にしているものでありまして、住民の方々にとっては、もちろん火災は非常に困りますけれども、廃掃法と同じような処分基準や保管基準がかかるような施設が、都市計画法上の位置付けもなく、突然住宅の横にできるというところが問題だと思います。廃掃法の処理施設の場合には、都市計画法上の制限がありますので、どこでもかしこでもできる訳ではないですが、こちらの場合には、そういう用途地域の制限などがかからないということがあります。

これは環境省所管の法令で手当てができることではなくて、建築基準法や都市計画法で手当てをすることなので、この報告書には入らないのかもしれませんが、住民の方々の生活環境保全という観点では、恐らくそこが大事だろうというふうに思っております。同じような作業をする施設が、同じような環境リスクがあるものが、片や国土利用上の規制がかかるのに、こちらはかからないというところが問題だろうというふうに思っております。報告書の検討事項には書けないのかもしれませんが、そこが住民目線で言うと、一番のポイントではないかというふうに思いました。

○寺園座長

ありがとうございます。もちろん政省令、ガイドラインに落とすのは難しいと思うんですが、この検討会でも何度もご指摘いただいたところで重要な点だと思いますし、すき間がないようにというところを目指してきたはずですので、報告書の中では、私は書いていただいていいんじゃないかなと思います。それはまた事務局のほうと調整をさせていただきたいと思います。小島委員、お願いします。

○小島委員

先程、福田オブザーバーのご発言の中で、有害使用済機器と類似のものを分けないといけない場合がある、リサイクルのプロセスからすると、あまり必要でない分別ということだと思うんですが、それに関して、やはり少し考えていただいてもいいのかなというふうに思っています。

必要以上に分けると、それだけコストがかかるということだと思いますので、例えば原則、分けるとしても、この特定品目に関しては、類似のものを一緒に、その品目だけ集めているような場合に関しては一緒にしてもいいとか、何か例外的にそういうのを認めるとか、今回の政令の指定で無理かもしれませんが、将来そういうことも検討してもいいの

かなというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。

○上野補佐

はい。ご指摘の部分は、やはり今回規制対象も限定的である一方、基準は分けなければいけないため、適切に分けていただき、適正に管理していただきたいので、難しいかもしれないですが、今後の検討とさせていただきたいと思います。

○寺園座長

今の点は先程、小口委員も言われていた、小型家電の認定を取っているところであれば今回の届出が必要ないので、やりやすいかもしれませんが、そうでないところだと改めて届出が必要になるか、あるいは物を分けてのリサイクルが必要になるかということで、リサイクルの少し本質とは違うところかもしれないんですけど、そこが少し規制の運用の仕方は難しいかもしれませんが、ちょっと私もまだ現場のイメージが湧きにくいので、そういった現場があれば、また運用の改善あるいは次回の検討という形になるかもしれませんが、今の時点で、もちろん盛り込めるところは盛り込んでいただきたいというふうに思っております。吉崎補佐、お願いします。

○国土交通省 港湾局 海洋・環境課 課長補佐（吉崎課長補佐）

国土交通省でございます。ご案内の通り、港湾でいろいろ火災が起こっているということで、今回いろいろと規制強化していただくのは非常にありがたいと思っております。それで廃棄物処理法とバーゼル法によって、今後雑品スクラップの輸出が完全にとまるのであれば、これから申し上げることは、もしかしたら杞憂かもしれないんですけども、もし適正に管理をしながら輸出をしたいという方がいらっしゃった場合に、当然、港を使うということがあり得るかと思っております。

その際に、港だと埠頭用地で荷役をされる方が、こういったスクラップあるいは機器を取り扱うということになりますけれども、他の荷主さんの貨物を取り扱うという考え方なろうかと思っております。

その際に、港の場合は、上流から下流までスクラップが流れてくる間の二次ヤードあるいは三次ヤード的な位置付け、あるいはそれが最終的に流れてくるというようなところかと思いますが、上流側でこの廃掃法の規制対象になっていて、油とかバッテリーとかをちゃんと抜いてあるという状態のものを持ち込んでいただけるといいんですけども、そうなのかどうかの判別が付かないというようなものが持ち込まれた場合に、埠頭側、荷役をされる方には、他者の貨物に簡単に手を出すことができないと思いますので、基本的

に受け入れできませんという形になるか、この保管対象の外にさせていただくとか、ちょっと何か工夫が必要なのかなと思ってまして、このスクラップの上流から下流に流れていく過程で、下流側の方が、上流でどういう行為がされているかということが適切に把握できるようにしていただいたほうが、運用面で混乱がないのかなというふうに考えています。

この点は環境省さんにもちょっとお話はしているんですけども、この検討会でお話ししたことがなかったので挙げさせていただきました。以上です。

○上野補佐

上流、下流の把握については、帳簿の整備で、ある程度は可能と思いますが、廃棄物のようにマニフェストが付いている訳ではないので、そういう意味では、受入側の方の確認も必要になってくる可能性もありますし、届出除外の対象者であれば、検討が必要と考えており、また調整させていただくこともあると思います。

○寺園座長

私もあまりそのイメージをちゃんと持っていなかったんですが、現状で雑品スクラップを輸出されている業者さんは港湾のヤードを使っていて、それは今後減っていくかもしれないし、幾らかは残る可能性がある。残ったところも、何の規制もなくこの有害使用済機器が入っている雑品スクラップを輸出することは、何の届出もなくできる訳ではない。当然、保管の基準を守り、保管をしますよという届出を、都道府県には私はされると思っているんですけど、それはよろしいんですね。

それは荷役ではなくて、その港湾の使用者がされるんだと。ちょっとそこが難しい問題で、大もとの所有者じゃなくて、借りている人がいた場合とか、それは誰の責任で、とかというところまで、細かくあまり議論をそこはしていなかったんですが、私としては港湾のヤード使用者かなとは思っていたんですけど、そこは何か議論されていますか。

○上野補佐

誰を届出対象者にすべきかの詳細な議論が必要であれば、これから行わなければいけないので、関係省庁と検討していきたいと考えています。

○小林委員

今、吉崎さんのほうから話があったことにつながるかどうかは分かりませんが、私が知っている例だけになってしまいますけれども、もともとこうやって港湾ヤードでお仕事をされている場合というのは、その港湾のほうから恐らくヤードを、このヤード業者

がまず借り受けられて、そこにいろんな荷物を、実際には荷物自身を持たれている方が、そこを一時仮置場として使われている例が多いと承知しております。

そういった場合でしたら、もともとこの届出対象は誰かということになりますと、法文上でしたら、この「保管又は処分を業として行おうとする者」ということになっておりまして、これは全く同じ考えでいかれるかどうかは分かりませんが、私ども廃掃法を所管している者からしましたら、いわゆる積替保管業者というのがございます。

これは排出者が責任を持つ廃棄物を預かって、処分業者に渡すまでの間、保管しますよというお仕事をされておりますが、その廃棄物自身は、まだ排出者の処理責任が残ったものではありますが、積替保管を行う業者が許可を持ってされると。その中の管理も当然、その基準は積替保管業者にかかるという考えに立っておりますので、それと同じ考えで、私はこの仕組みができ上がっておるのかなと思って、逆にあまり疑問に思わずに、これまでお話を伺ってまいりました。

ですので、そういった考え方でいかれるのかどうかということで、今明確な答えがちょっとなかったものですから、逆にどうされるのかなと思ったんですが。そういった考えであれば、この港湾のヤードを持たれている業者が、きちんとその基準を守って、届出もされるということになろうかと思えます。

ただ、ご懸念のあった、ではもともとの荷物を持っている荷役というんですかね、荷物をそこに置かれるそれぞれの業者さんが、きちんとした分別をしないと、そこで不具合が起こるといえるのか、基準に適合しないものが起こるといえること。

最近私どもが見た例ですと、このガイドライン（案）というものは、これは皆さんにお配りされておるんですかね、この 33 ページなどに写真付きで出ておるんですけども、これは港湾ヤードの業者さんに掲示されておるような写真ですが、おっしゃるような、例えばバッテリーであるとか、そういったものも含めて、こういうものが入っていると返品しますよと、受け入れませんというようなことを、まだこの規制ができるもっと前から、もうこういうことをされておられる業者が、特に港湾ヤードでは今増えておると聞いております。ですので、そういった懸念のないような運用を、当然、我々行政もそうですけれども、港湾のほうでも、そもそも港湾のほうがかような業者に対応されておると思えますので、あわせてそういった仕組みを、きちんとフォローを皆でしていく必要があるのかなと思っております。

○上野補佐

今回、保管の業者は、基本的には小林委員のご指摘の通り、廃棄物であれば、積替保管をやっている方に該当するような方が届出の対象者ということになりますので、それが港湾に来た場合にどなたになるかは、ご知見をいただきたいところです。

また、小林委員が言われた通り、返品リストを整備されている方もいらっしゃいますので、やはり有害使用済機器の届出をしないのであれば、取り扱ってはい、あるいは、危ないものだから取り扱わない等のリストを整備されるのも一案とは思いますが。そのような対策も含めてご検討いただければと考えています。

○吉崎課長補佐

ご案内のあった返品物リスト等を使ったとして、それで、なおも保管を業とする者として届出をするということになった場合には、保管基準がやはり適用されると思いますので、油を抜け、バッテリーを抜け等々の基準が適用されるのだろうなと思っています。

こういった返品物リストといった形で、受入時点でそういうものは受け入れていないというふうに整理できれば、その届出をした者が自ら一品一品、こうやって見なくてもいいものなのかどうかとか、その辺の、運用上どういうふうになっていくのかと、この返品物リストを使ったとしても、その保管基準がどのように、では適用されるのかといったところは、もうちょっと相談させていただければというふうに思っています。

○寺園座長

現場でいろんなことがあり得ると思いますけれども、基本的には本当にたまたま一品入ってしまったものが、一体それをどれだけ厳しく言うかというところはあると思うんですけども、港湾の場合、やはりなかなか、私も全部はちょっと理解できないぐらい、いろんな業者さんが入っていて、荷主さんと、ヤードのそもそもの所有者は港湾管理者であったり、あと、そこを使用している人と、あと、荷役、乙仲さんとか、いっぱいいらっしゃいますが、基本的にはこの法律ですと、そこで保管を業とする人には、責任を持って届出等、基準を遵守というのはしてもらおうということだと思いますので、それに沿った対応、分かりやすい説明がガイドライン等でされるということを期待しております。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは報告書については、今いただいたご意見をできるだけ反映させる形で、この報告書の文章を、年内をめどにまとめさせていただくということになると思います。

ではよろしければ、次に議事の3に移りたいと思います。議事の3番目「有害使用済機

器の保管等に関するガイドラインの構成案について」、資料4に基づき、事務局よりご説明をお願いいたします。

○上野補佐

それではガイドラインの構成案について、資料4に基づいてご説明させていただきます。あわせて、未完成ですが、ガイドラインの本文を、参考資料としています。委員の皆様には印刷したものをお配りしておりますので、そちらも適宜参照していただきたいと思っております。

それでは説明に入らせていただきます。パワーポイント1ページ目、ガイドラインの位置付け・目的です。名前がガイドラインそのままかどうかということもありますが、自治体向けと事業者向けの2種類を整備しようと考えています。

今回、自治体編の内容が多いので、こちらを中心にご議論いただきたいと思いますが、自治体向けは、法の運用、制度の運用を円滑に行っていただくことを目的としています。

一方、事業者向けに関しては、制度のやさしい解説を目指しています。また、届出業者以外の方にも分かるようものを目指したいと考えています。

めくっていただきまして2ページ目、ガイドラインの目的・構成です。8部構成を考えていまして、これに関しては後から詳しくご説明します。

事業者編は5部構成を考えており、自治体編の中から記載等をピックアップして、更に分かりやすい平易な表現を目指しています。

4ページ目です。「はじめに」では3、法改正の背景、ガイドラインの位置付け、それから用語の説明の3点についてを記載する予定です。

続きまして2章ですが、有害使用済機器の指定対象です。項目は3つで1つ目が有害使用済機器の概要で法文、条文の解説になると思います。2番目が有害使用済機器の指定で、実際、どういう機器が指定されているのかの解説となります。それから3番目に該非判断の難しい場合について、なるべく分かりやすく整理したいと考えています。

6ページ目ですが、保管又は処分の基準です。3つ項目があり、1つ目が保管・処分の概要で、法律の解説になります。それから3-2では保管の基準、それから処分の基準について書きたいと考えています。

7ページ目は保管と処分の基準の概要について整理した表でござす。囲いの設置、掲示板、地下浸透防止等、保管の高さについて、それから飛散流出防止については保管と処分それぞれ、騒音・振動についても保管・処分について記載する。その他についても記載す

るので、水銀、鉛などの有害性のもの、あるいは発火性のものについても記載する予定です。

第4章は維持管理についてで、項目的には帳簿に関することです。中身に関しては、品目、受入先、受入量、取扱法、それから持ち出すほうの持出先と持出量などについて整理するとしています。

それから第5章は有害使用済機器の届出に関する手続で、5-1で法律に関する解説、5-2で除外対象者に関する解説、5-3で届出の流れ及び時期等について説明としています。

次に10ページですが届出事項について表にまとめました。申請者の基本的な情報、事業の一般に関する事項、保管に関する事項、処分に関する事項を書いています。

11ページ目は監視・指導に関することです。6-1は目的で、関係条文の解説です。6-2は罰則についてのとりまとめです。下の表に今回、有害使用済機器で適用される罰則5種類を整理しました。

7章はその他の事項で、運用上の留意事項です。有害使用済機器の規制に関しては「第一歩」というお話もありましたので、そういうことも踏まえて監視・指導していただき、何か問題等が生じている事例があれば、その情報を蓄積し、フィードバックしていただきたいためにこの項を立てています。

最後、巻末です。こちらの参考資料ほうは今、届出様式、油水分離槽の計算方法等を書いています。必要に応じて、増やしていく方針です。簡単ですが、以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。只今のご説明について、これからご意見、ご質問をいただきたいんですが、まずこれは、先程の報告書とは違ってガイドラインですので、政省令が決まった後に出るものですので、この部分は政令、省令で決まっていますというような内容は分かる形になる訳ですね。

○上野補佐

はい。

○寺園座長

ありがとうございます。ではご意見、ご質問がある方は、札を立てていただければと思います。では福田オブザーバー。

○福田代表

この処分基準のところ、個別でも、今まで意見もちょっと申し上げたところではあるんですけども、この雑品という有害使用済機器の国内での処理において、金属原料の現場での作業のキーポイントというのは、保管と分別あるいは前処理、つまり、解体になると考えております。これが経済合理性から考えて、分別、前処理というのは非常に重要なんだというところなんです。手解体はもとより、重機を使った解体ですとか、あるいは油圧機器を使った解体だとか、いろんなパターンが考えられるかと思っております。

今回の取扱事業者の届出を可能な限り広く広めて、届出を、促進をしたいということ、業界団体としては考えておまして、その中で、この解体というのは、やはり経済的合理性から考えても、非常にこの商売の中のキーポイントになりますので、解体の部分というのを適切に、適正な形で規制を、というか基準を決めていただいて、今回の届出をしたいと、それで、これを業としてやっていきたいというふうに思えるようなガイドラインにさせていただけると、非常にありがたいというふうに考えております。以上です。

○寺園座長

今のに関連して私も補足しますと、恐らく家電リサイクル法と小型家電リサイクル法で定まっている基準に加えて、有害使用済機器で、更に追加で厳しいことというのはなかなか書きにくい、では何でそれは有害使用済機器なんだというところにもなりますので、法律と政省令のほうでは、家電リサイクル法と小型家電リサイクル法を大きく上回るようなことは書きにくいだと思いますけれども、このガイドラインのところでは、できるだけ現場での問題を理解して、それに沿った形で、こういう保管の仕方、処分の仕方はよろしくないですよ、ということが分かる形で書いていただければというふうに思いました。

それは、絶対にこの基準が必要だということではなくて、福田オブザーバーが言われたように、いろんな機器がいろんな解体のされ方をされると思いますので、それに沿って、福田オブザーバーの協力も得ながら、不適正な解体等がされないことがないような、分かりやすい説明ができればいいなと思いました。

でも、ちょっと今申し上げていて思ったんですけど、一応これは自治体向けのガイドラインということですので、自治体の方に分かりやすいもの、あと、事業者向けについてはそういった内容で書いていただければというふうに思います。では島村委員、お願いします。

○島村委員

自治体編のガイドラインの、20 ページのところを拝見したんですが、先程、福田代表

がおっしゃったことの一部繰り返しになります。有害使用済機器とその他の物がある場合には分別保管をせよということが書いてある訳ですが、エアコンと業務用エアコン、家庭用冷蔵庫と業務用冷蔵庫は分けなくてははいけないけれども、4プラス28の32品目は、どんなにごちゃ混ぜになっていてもいいということに読めてしまう訳です。それはリサイクルの論理からすると、合理性もないですし、コストも上げることになるかなというふうに思いますので、同じ品目については、特に分ける環境管理上の理由はないと思いますので、そこはうまく書けるといいのではないかというふうに思いました。これが第1点でございます。

第2点は、このガイドラインの位置付け全般にかかわりますけれども、この検討会では、ガイドラインにどういうことを書き込むのかということについて、各回、様々なご発言があったというふうに記憶をしております。たとえば、ガイドラインには規制対象物以外のものの取扱いについても、書き込める余地があるのではないかと思います。

何を言いたいかといいますと、ヤードのうちの4プラス28品目があるところについてのみ規制基準がかかるというのは、もう仕方がないのかもしれませんが、ヤードのうちの、面積で言うところのごく一部分のところ、家電、小電がある、しかし、それ以外のところは業務系の雑品なので、保管高も分別の基準も保管の基準も処理の基準もかからない、ということだと、実態としては非常に異様な規制になってしまうのではないのでしょうか。

4プラス28以外のところは、法律の義務はかからない訳ですが、そういうところについても5メートルを守りましょうとか、傾斜角を守りましょうとか、それは行政指導的なもの、あるいはベストプラクティスあるいはベタープラクティス的なものですが、そういうものもガイドラインに書くほうがいいのではないかと。もし可能性があるなら、そういうふうにやっていただきたいというふうに思います。

そういうのがあるのとないのとでは、想像ですが、自治体の職員の方が行かれたときに、4プラス28品目以外のところはもうめっちゃめっちゃでもいいんだというようなことだと、立入をされて指導される際にも、やりにくいのではないかと思います。防火、騒音、保管高等について、4プラス28品目以外のところも、ガイドラインが守られるのがいいんだというような書き方をする余地はないのでしょうか。

○中西委員

ちょっと皆さんと、その点に関して、意見が私は異なるのかもしれませんが。と申します

のが、このガイドラインの性格をどう考えるかというところなんですけれども、今の資料4の1ページ目ですけれども、目的・位置付けということで自治体編、事業者編という具合になっておりまして、ここの目的の通り、事業者編に関しては「制度の運用な円滑化を図ること、あわせて適正な取扱いを周知することを目的として」ということなので、先程皆さんの方から言われた、法律で書いていないことの幅広い面というのは、むしろ自治体編よりも、この事業者編のほうに、私は盛り込むべきではないかという具合に思っております。

といいますのが、法を運用する者として、自治体編のほうに書いてある「法の運用」以外のところの裾野を広げたところで、こう書いてあるからこれもやれという指導は、するのはするんですけれども、やはり法のバックがあって、初めてそこは生きてくるというところがありますので、なかなかガイドラインにあるから一罰百戒でいけるというものではないというところもありまして、できれば自治体編のガイドラインというのは、法の運用はこうあるべきだということを、もっと明確にしていきたいという具合に思っております。

今のドラフト版を見ておりますと「望ましい」といったような表現が結構ありまして、その部分は、むしろ自治体編というよりも事業者編のほうで、事業をやっていく上ではこれが一番望ましい姿だという格好を提示していただくのが、事業者編のガイドラインでもこうなっているから、皆さんもこうやってくださいね、という指導の仕方が一番やりやすいのかなという具合に思っておるところです。私の意見はそういったことでございます。

○寺園座長

私は自治体での担当者になったことがないので、想像なんですけど、事業者編も合わせた内容が、自治体編の方が持った上でやりやすいかなとも思ったんですけど、それはやはり2冊持って、これは事業者編ではこうなっていますよということで、自治体としてはこちらのガイドラインを使いながらだけど、事業者編ではこうなっているから守ってくださいね、みたいなほうが言いやすいという、そういうことなんですかね。

○中西委員

そうですね。自治体編のほうに書いてあることが、単に指導のための、ということであればいいんですけれども、逆にある見方からすると、ガイドラインに書いてあるのだから、そこは行政として必ずしなければいけないんじゃないかという具合に言われてしまう

こともあると思っております、書いてあるのだから、しなければいけないという具合に思われるかもしれませんが、そこに法律の後ろ盾がないということを、私はちょっと懸念しているという話です。

○小林委員

ありがとうございます。中西委員のご懸念は、私もこのドラフトを読んでいたところにはありまして、やらなければいけないことと望ましいことが、結構行ったり来たりしながら書かれておるので、これを読む自治体の担当者が、全てやらなければならないという、誤解ではないんですけど、という考えのもとに指導する中で、いわゆる行き過ぎた指導というんですかね、相手から訴えられたときなどの行政のリスクもやっぱりお考えになってのご発言だと思いますし、それは私も同じような懸念を持っております。

ただ、だからといって、ここから先はアウトですという話と、アウトにならないために、このぐらいにしておきましょうねという話を片方しか書かないのか。というか、業者のほうのガイドラインだけでいいのかというと、それはやはり書いておいていただくことも、当然指導の上では望ましい部分もあろうかと思えます。ですので、逆に今書かれているこのドラフトを見ていても、どちらの立場で書かれているのか、分かりにくい部分が非常に多くございますので、そこをきちんと分かるようにちょっと整理していただく形かどうか、と思っております。

○寺園座長

それで、ちょっと私も関連で、先程確認させていただいた通り、このガイドラインは政省令が決まった後で確定するものですね、というところを何度も確認させていただいたんですけども、そういったご懸念もあると思えますので、政省令定められる内容であれば「ねばならない」という、書き方になるでしょう。

ただし、この検討会でも、今後の検討事項というのは、ガイドラインにも反映しにくいことも含めて、幅広く議論させていただいたんですけど、政省令で定められる部分と、プラス、ガイドラインでもお願いしたい部分というのは、こちらは事業者及び自治体向けに、やはりこうやってもらうのが望ましい的な部分は周知したほうがいいんだろうな、というふうに考えてお願いしていたんですが、ガイドラインの中でこういった書きぶりにするかというところは、それを実際に使われる事業者の方、あるいは自治体の方とよく調整していただいて、反映いただければいいかなというふうに思いました。環境省からお願いできますか。

○上野補佐

まず福田オブザーバーからのご意見で、解体、または選別について、どういう行為が保管での範囲で、どういう行為が処分に当たるかで届出も変わると考えています。既存の廃棄物と並びで考えていますので、選別であれば、その後、保管するのであれば、やはり保管の業の範囲だろうと思います。手解体も積替保管の中で行われていると思いますので、基本的には保管の中に入ると考えています。

一方で、設備を使っての解体について、重機でとおっしゃいましたが、おそらく重機でも、細かく丁寧に挟めるもので解体するものを想定されており、バケットで乱雑に行うことは想定されていないと思いますが、設備を使って解体されるのであれば、処分に当たると考えています。このことに関しては、ガイドラインで示したほうが良いと考えています。

2点目の、法の根拠がある場合とそうでない場合についてということだと思いますが、まだ政省令が固まっていない段階ですので、今回のドラフト版の書きぶりが「望ましい」と「こうしなければならない」ということが混在しており今後精査していかなければいけないと考えています。もう改正法で決まっている、法律の一番上のところでは、なるべく「必要である」という書いているつもりですが、それも含めて記載については精査します。

一方、法の根拠がなくても、ある程度こういう管理をしてほしいというところ、例えば38 ページにあるように、今回指定にならないものについて留意すべきと、このようなちよつと枠内に書いて、別のものだという書き方で対応することを考えていますが、もしこういうのでも誤解が生じるようであれば、まだガイドラインの作成まで間がありますので、検討会が終わった後でもご意見をいただき、よりよいガイドラインを目指していきたいと思っております。

○寺園座長

ありがとうございます。今の38 ページみたいな留意事項的なものは、ちょっと自治体の方からすると使われ方は難しいかもしれませんが、私はやはりこの、ぜひ周知してほしいなど、これは自治体の方も含めてご理解いただいたほうが良いのではないかなと、「指定機器以外」というところは、そのような書き方にどうしてもなってしまいますけれども、個人的にはそういうふうに思いました。では消防庁からお願いします。

○消防庁 予防課 課長補佐（恵崎課長補佐）

ちょうど今の37、38 ページについてコメントさせていただければと思っておったんで

すが、今のご議論のように、過度な行政指導にならないようにするという配慮は必要かと思えますけれども、まさにこの 37、38 ページのところ、部品に関するところ、それから今回の指摘以外のところについても書かれていますので。ちょっとぱっと見たところ、発火・火災危険性について、こういう危険性がありますよというような文章がここにまだ含まれていないような気がするので、少しその辺の書きぶりについてご相談させていただければと思います。

○寺園座長

ありがとうございます。議事の 1 番目で混合物の取扱い等が火災発生防止の文脈でありましたので、こちらのガイドラインのほうでは確かにちょっとその記述が、「発火性」とは確かに書いてあるんですけど、もう少し消防庁のほうから補足、ご協力をお願いできれば幸いです。他に、森谷オブザーバー、お願いします。

○森谷専務理事

ガイドラインについて 2 点と、あと、関連でもう 1 点ということで、3 点お話しさせていただきます。

1 点目は、特に事業者、その中には産廃処理業者もいるんですけども、それらの方に対して政省令とガイドラインの周知といいますか、これを行政、事業者団体、さまざまですけれども、皆の協力によって、しっかりしてもらう必要があると思います。

それから 2 つ目は、事業者編のガイドラインで、先程私が申し上げた、届出すべき業者は誰で、届出なくてもよい業者は誰かという点ですけれども、そこははっきりさせていたいただきたいというのを改めて申し上げます。それが 2 点目でした。

3 点目は、今年の 10 月から始まった水銀廃棄物の規制で思ったことなんですが、実は政省令、ガイドラインに加えて、リーフレットというようなものも、ぜひ必要ではないかなと思っております。

ちなみに、水銀廃棄物規制のリーフレットは 6 ページですが、私はたびたび、あちこちで産業廃棄物協会の人や事業者の人に説明するのに、この 6 ページでも結構時間がかかって、1 時間ぐらいかかります。とはいえ、もっと簡単にする訳にはいかないと思いますが、せいぜい 6 ページ程度の、この有害使用済機器の規制という、そういうリーフレットも作ることによって、最初申し上げた政省令やガイドラインの周知のきっかけ、促進になると思いましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○上野補佐

周知につきましては、自治体向け、と事業者向けに説明会をすることを考えています。

とはいっても、業界団体の皆様のご協力もないと、難しい面がございますので、ぜひ業界を通じて周知をいただくようお願いしたいと思っております。

また、恐らく実際の運用に当たっては、自治体様では足を使った周知などもされることと思っております。ご負担にはなろうかと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

2点目は、なるべく事業者様向けにも、自分が対象になるか、そうでないかということが分かるように示していきたいと考えています。

3点目、リーフレットにつきましては、事業者様向けがリーフレットの的なような位置付けになるかもしれないと思っており、対応については、今後検討とさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。事業者さん向けがこの分量になるとは思っておりませんが、やはりリーフレットについては、ガイドラインと同じか、あるいは別になるかは分かりませんが、周知のためにはぜひ必要だと思っておりますので、ご検討をお願いします。

他になれば私から2点ほど。関連する話としまして、廃掃法以外にバーゼル法がもちろんありまして、このガイドライン案の61ページにはバーゼル法の関係部分は書いてあるんですけども、もう少しこの有害使用済機器はバーゼル法の中でどういう扱いになるのかという、もう少し分かりやすい関係を書いていただくのがありがたいなというふうに思いました。

ちょっとそれはもちろん環境省の中で取扱いの検討をいただければと思いますが、私の理解では、別の検討会でも進んでいるように、有害使用済機器は、基本的には対象としてバーゼル法のほうでもかかってくるということで、それを書く必要があるかどうかというところの調整も含めて、内部でご検討をお願いしたいと思っております。

といいますのも、もう1点が関係しまして、54ページなのですが、報告徴収、立入検査等のところで解説があって、その下のほうに、※印の2つ目ですけど、「有害使用済機器の適正な取扱いを推進するためには、都道府県だけでなく、必要に応じて、バーゼル法を所管する国や、市町村と連携することが望まれます」というふうにも書いていますので、最低限の情報はこの参考資料のところにもあったほうがいいと思っております。

少し気にしていますのが、今日、自治体からの2名の委員の方も、恐らくこれからその中でいろいろとご負担も増えてくるのだと思うんですけど、そのときにももちろん「国

や、市町村との連携」というところは必要だと思います。それで、例えば環境省からの協力というか、連絡先というか、環境省の地方事務所も含めて、どういった連絡先の書き方をするかとか、どういった問い合わせ先があるか、みたいなのところも載せていただければというふうに思いました。私から以上です。では島村委員、お願いします。

○島村委員

バーゼル法との関係、バーゼル条約と法律との関係が示されていないんですけれども、これは廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討報告書（2016年4月）」の中で、バーゼル条約の一部が担保できていないんじゃないかという指摘がなされ、具体的には、バーゼル条約の有害廃棄物等、あるいは日本法で言えば特定有害廃棄物等でございますが、その国内移動も含めて、許可を受けている者以外は運搬・処分はできないんだという条文が、条約の4条7（a）にあります。

それについて、2016年4月の検討会報告書は、2つの対処の方向性があり、1つはバーゼル法を改正して、国内の運搬・処分についても規律をする。もう1つの方法は、廃掃法のほうで廃棄物以外の特定有害廃棄物等になろうとする者について規律をする。後者は廃棄物ではないものを廃掃法の中で規律をするということになりますが、以上のような2つの方向性を出されていて、そのいずれかだというふうに書かれていたと思います。

そのうちの廃掃法で対応するという方を環境省や経済産業省は選んだというふうに、私は理解をしております。そういう意味では、バーゼル条約、バーゼル法との関係で、この有害使用済機器の国内の運搬・処分・保管というのが規律する必要があったんだと、バーゼル条約のほうの脈絡からは、そういうふうに理解できるというふうに思っております。

○寺園座長

どうもありがとうございます。もう完全に忘れていたことをリマインドしていただきましたけれども、それを最初からちょっと思い出していれば、背景のあたりにも書いたかもしれないんですが、恐らくそういう意識がなく法改正が進んで、環境省内であった方がいらっしやったら失礼申し上げますけれども、多分少なくともこの検討会の中では、あまりそこからの流れはなかったと思いますので、報告書の中で、ちょっとそういう文脈もありますよと、一定程度この検討で担保した部分もあれば、できていないところも結構あると思いますので、その辺は果たして今後検討されるかどうかともよく分かりませんが、せっかくおっしゃっていただいたので、残していただければいいかなというふうに思いました。正直、ガイドラインのほうは厳しいかなというふうには思っております。何か環境省からあ

れば。

○廃棄物規制課 課長補佐（工藤補佐）

バーゼル法との連携というところは、2016年のその4月の報告書から、この検討は、バーゼル法、廃掃法がつながっていったのは、もうおっしゃる通りでございます。

その施行に当たっては、当然、廃掃法は自治体の方にやっていただき、輸出入の現場になった瞬間、国がやるということになりますので、その連携というのは間違いなく重要だということは、何らかガイドラインの中でも書かせていただきたいと思いますし、地方事務所は日ごろから、主には税関の方々との連携が多くございますが、この施行に当たっては、事務所との、自治体の方とも連携しながら、不適正輸出入の防止というのを2段階でやるというのは重要であると思っております。

規制対象物が微妙に違っているというところは、おっしゃる通りなんですけれども、そこもクリアに、法の趣旨から分けて説明する形で、何らか反映させていただきたいと思えます。

○寺園座長

ありがとうございます。あまり蒸し返すことはやめますけれど、私はその点を失念しておりましたので、お詫び申し上げます。

一方で、やはりこの有害使用済機器の検討の中では、収集・運搬というのは、かなり初期の段階で範囲に入っていなかったもので、条約への対応というところでは、まだちょっと距離感はあるかなというふうには思っておりますので、そこは果たしてどういった形で今後考えられるかも含めて、検討事項のところ書き方をまた相談させていただいて、せっかくですので、何らかの形で残したほうがいいかなというふうには、私自身は思っております。他にガイドライン案についてよろしいでしょうか。

ないようであれば、議事の4番目、最後になりますが、「その他」ということで、今後の予定等について、事務局からご説明をお願いいたします。

○上野補佐

先程申し上げましたが、改めまして。今般、改正法の政省令の考え方について、パブリックコメントを行っています。こちらが12月13日までになっていまして、その後に政省令の公布が、早ければ年内、おくれれば年明けになると思っております。

その後にガイドラインを1月末に出す予定ですが、施行通知の発出が恐らく政省令の公布とガイドラインの間になると思えます。

ガイドラインを公表しましたら、説明会を順次開催したいと思います。自治体向けは東京に来ていただくことになると思います。事業者様向けには全国を回りたいと思っておりますが、まだ詳細が決まっていますが、予定をしています。今後のスケジュールとしては以上です。

○寺園座長

どうもありがとうございます。それでは本日、大変活発なご議論を賜り、誠にありがとうございました。今後の取扱いにつきまして、本日ご提示いたしました資料3の本検討会報告書につきましては、本日いただいたご意見を踏まえて、事務局のほうでまず修正していただきまして、それから各委員の皆様と調整をいただきました後、私のほうでとりまとめをさせていただければというふうに考えております。

なお、その際に、タイミングの問題はありますけれども、できるだけ、パブリックコメントでもこういった意見が挙がっておりますと、政省令、ガイドラインではこういった見込みになりそうです、という情報提供も適宜いただきながらのほうありがたいなというふうには思っておりますが、先程のスケジュールの問題もありますので、年内に確定させる予定の報告書につきましては、可能な限りそういった情報提供をいただきながら、委員の皆様と調整をさせていただいて、私、座長のほうでとりまとめをさせていただくことにさせていただきます。

それから資料4のガイドラインにつきましては、本日いただいたご意見を踏まえて、事務局にて、とりまとめをいただきたいというふうに考えております。以上で本日の議事は終了となります。

最後に本検討会の事務局である、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、成田課長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○廃棄物規制課 課長（成田課長）

環境省廃棄物規制課長、成田でございます。本日は委員の先生方、また、オブザーバーの皆様におかれましては、誠に活発なご審議、どうもありがとうございました。また、本日は大変寒い中、長時間にわたりましてご参加くださりまして、ありがとうございます。

今回まで4回にわたる検討会で、有害使用済機器の指定の範囲、火災防止策を含めた保管や処分の基準、届出除外対象者、届出事項等に関して、技術的な観点からのご議論をいただいております。また、今後も継続して検討していくべき事項に関してもご議論いただいたところ です。

今後は、本検討会でいただきましたご議論を踏まえまして、事務局のほうで政省令の整備やガイドラインの策定等を進めてまいります。

「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会」は、本日をもって終了ということになりますが、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、引き続きさまざまな機会にご指導賜りますようお願い申し上げます。お礼とご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(了)